

「令和6年能登半島地震」及び「令和6年奥能登豪雨」により被害を受けられた方の各種手数料の免除期間の延長について

被災前の生活に戻るために必要となる下記申請事務手数料の免除期間を令和9年3月31日まで延長します。

- 1 対象者
令和6年能登半島地震及び令和6年奥能登豪雨により被災した方

2 対象となる手数料

区分	手数料の種別	手数料の額
風俗営業	風俗営業許可申請手数料(一般風俗営業)	24,000円
道路使用	道路使用許可申請手数料	2,300円
自動車保管場所証明	自動車保管場所証明申請手数料(窓口申請)	2,300円
	”(電子申請)	2,200円

- 3 免除期間
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

- 4 免除申請に必要な書類
(1) 石川県警察関係手数料免除申請書
(2) 市役所、町役場が発行する「罹災証明書」又は「被災証明書」
(コピー可。ただし証明書の御用意が難しい方は御相談ください。)

※ (1)申請書は警察署等窓口でお受け取りください。
(石川県警察本部ウェブサイトでもダウンロードできます。)

- 5 問い合わせ先
最寄りの警察署の窓口にお尋ねください。

石川県警察本部